

徳島東部都市計画公園（2・2・12号 寺島公園）の変更に係る都市計画の案を公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、意見書の提出があった。

1 縦覧期間

令和4年11月4日(金)から11月18日(金)まで

2 受付意見書総数

1通

3 項目別意見書の要旨 (1通につき複数の意見は全てカウント)

(1) 公園の樹木について 1件

(2) 公園の設備について 1件

計 2件

4 本市の考え方

項目別意見書の要旨に対する本市の考え方は、次のとおり。

意見書の要旨	徳島市の考え方
(1) 公園の樹木について	(1) 公園の樹木について
公園北側の変更される部分の桜やモミジの木は伐採せず、公園内の別の場所に移植してほしい。移植が無理であれば、木陰ができる設備などに活用してほしい。	公園北側の変更される部分は、県が整備する「徳島文化芸術ホール（仮称）」の敷地となる計画です。 当該部分の既存の樹木の扱いがどうなるのかは、現時点では未定であり、今後ホールの設計を進める中で検討されることとなります。 なお、ホールは、周囲と連続して敷地に舞うように広がる「優しいランドスケープ」として計画されており、樹木の取り扱い等も含め、隣接する寺島公園と調和したものとなるよう県と協議していきたいと考えています。
(2) 公園の設備について	(2) 公園の設備について
お昼休憩などで訪れる人のため、ベンチを増やしてほしい。 健康器具・設備のある公園になれば、新しい施設・駅ができた際に利用する人が増えると期待している。	多くの人が心地よく滞在できる公園に向け、設備の配置も含め、周辺施設との調和したデザインなど、憩い安らげる空間形成に努めたいと考えています。

5 意見書要旨

有効意見書件数	受付番号	意見書の要旨
1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・公園北側の変更される部分の桜やモミジの木は伐採せず、公園内の別の場所に移植してほしい。移植が無理であれば、木陰ができる設備などに活用してほしい。 ・お昼休憩などで訪れる人のため、ベンチを増やしてほしい。 ・健康器具・設備のある公園になれば、新しい施設・駅ができた際に利用する人が増えると期待している。